

一般社団法人 薬学教育評価機構 定款施行細則第2号

役員規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第21条に基づき、本機構役員の選任に関して定め、円滑な機構運営を目的とする。

(理事候補者の選出)

第2条 社員代表者からの推薦および立候補の申し出により理事候補者を選出する。

2 理事会は理事候補者を選出することができる。

3 総合評価評議員、評価委員、評価実施員は理事候補者となることはできない。

(理事の選任)

第3条 第2条により選出された理事候補者から、次の各号により13名程度の理事を社員総会において選任する。

(1) 社員である大学に所属する理事候補者より7名程度

(2) 社員である団体に所属する理事候補者より3名程度

(3) 学識経験者の理事候補者より3名程度

2 選任された理事に欠員が出たときは、前項(1)～(3)に従って補充する理事候補者を理事会が選出し、社員総会において選任する。

3 選任方法の詳細は別途定める。

(理事長の選任)

第4条 理事長、副理事長、および業務担当理事は、選出された理事の互選により選任する。

(監事の選出・選任)

第5条 監事は、理事会において選出した候補者の中より2名を社員総会において選任する。

(規則の改定)

第6条 この規則は、理事会の決議によって改定することができる

附 則

1. この規則は、平成21年3月16日から施行する。

2. この規則は、平成21年6月18日から施行する。

3. この規則は、平成24年6月21日から施行する。

4. この規則は、平成28年6月14日から施行する。

5. この規則は、2020(令和2)年8月28日から施行する。